作業療法5ヵ年戦略

(2008 - 2012)



社団法人 日本作業療法士協会

はじめに

この冊子は、すべての会員が「作業療法5ヵ年戦略」をよりよく理解し、我が事として取り 組むことによって、会を挙げてこれを推進していくことができるように、会員向けの配付資料 として作成したものです。

まず、要点にしぼった解説「作業療法5ヵ年戦略の概要」を付けましたので、これを読んで全体像をつかんでください。そのうえで、巻末の「作業療法5ヵ年戦略(全文)」にもお目通しください。この全文はすでに機関誌「作業療法」(第27巻4号、2008年8月発行)に掲載されているものですが、改めて本冊子にも再録いたしました。

「作業療法5ヵ年戦略」は協会活動の指針であると同時に、会員個々人の作業療法士として の指針にもなるものです。この冊子を身近な場所に置いて、折に触れてこれを参照し、日頃の 活動に活かしていただければ幸いです。

社団法人 日本作業療法士協会 企画調整委員長 土 井 勝 幸

「作業療法5ヵ年戦略」関連記事

●全 文

機関誌「作業療法」第 27 巻 4 号 (2008 年 8 月発行) pp. 440-456

●解 説

会報「日本作業療法士協会ニュース」第 319 号(2008 年 8 月発行)pp. 8-13 機関誌「作業療法」第 27 巻 5 号(2008 年 10 月発行)pp. 482-487

作業療法5ヵ年戦略の概要

≪5ヵ年戦略の目的≫

(社)日本作業療法士協会活動の指針と実践計画として策定

目的

この計画は、急激な社会制度の変化や国民の健康・ 障害に対する意識の変化を背景に、作業療法が保健・ 医療・福祉等の領域において、国民の健康な生活に寄 与するための、(社)日本作業療法士協会活動を推進さ せる5ヵ年の行動戦略とする

(社)日本作業療法士協会の活動は、長期活動計画に基づいて行われており、1983年に第一次長期活動計画を策定して以来、概ね10ヵ年単位で第一次から第三次まで長期活動計画を策定してきた。協会はこの第三次長期活動計画を2001年からの10ヵ年計画として策定したが、当初計画した活動が2007年度までに概ね達成されたことに加え、関連諸制度の変革の早さ、対象領域の広がり並びに作業療法士の急増に対応することが急務であるとの認識に立って、期間途中ではあるがこれを終了したものと見なし、今後は時代への即応性を高めるために計画期間を長期(10ヵ年)から中期(5ヵ年)に短縮して、名称も新たに「作業療法5ヵ年戦略(2008-2012)」として活動計画を策定した次第である。

協会では、2008年度現在の有資格者 42,354名が、2012年(5ヵ年戦略終了年度)には約6万人になると推計している。また、近年の国の施策は「地域生活移行」をキーワードとし、医療の領域から地域生活へ向けての円滑な移行を促進するものとなっている。協会としては、国の施策に対し積極的に取り組む意思を示すと同時に、必要な提言をしていかなければならないと考えている。

今回の「作業療法5ヵ年戦略」では、上記の目的で示したように国民の健康な生活に寄与することを前提にした上で、具体的に取り組むべき活動内容を「具体的行動目標」として詳細に示した。さらに協会が重点的に取り組むべき課題を鮮明に打ち出すために「地域生活移行支援の推進~作業療法5 (GO!)・5 (GO!) 計画~」というスローガンを掲げた。

参考資料1:長期活動計画の推移

参考資料 2:OT 有資格者・会員数・組織率等の推移

≪5ヵ年戦略におけるスローガンの持つ意味≫

重点的スローガン 「地域生活移行支援の推進 ~作業療法5(GO!)・5(GO!)計画~」

作業療法をより必要としている領域、さらには作業療法が貢献できる領域への職域拡大も含め、今後5ヵ年の内に、入院医療を中心とした医療の領域に5割、保健・福祉・教育等の領域を含めた身近な地域生活の場に5割の作業療法士配置を目標とする。重点事項としてのスローガンは、医療と地域生活支援の両サービスにまたがり、医療から介護・福祉への円滑な移行を推進する担い手として作業療法士は重要な役割を果たすことを明言するものである。

「作業療法5ヵ年戦略」では、協会が重点的に取り組むべき課題として「地域生活移行支援の推進~作業療法5(GO!)・5(GO!)計画~」というスローガンを掲げ、目指すべき方向性を明確にした。スローガンのもつ意味は上記のとおりであるが、医療の領域においては二次医療圏から一次医療圏の領域、すなわち市町村圏域における作業療法サービスの拡大を目指すものであり、身近な地域で作業療法サービスが受けられるよう、今後急増する作業療法士を地域に輩出していくことを示している。さらに、介護保険領域における作業療法サービスの充実・拡大、健康増進や予防等の保健領域・障害者自立支援法・特別支援教育等を含めた保健・福祉・教育分野においても作業療法の役割を明確化して人材を投入し、医療から地域生活に向かう全てのステージで途切れることなく、質的にも量的にも十分な支援が行えるよう作業療法を実践していかなければならない。

すでに急性期・回復期等の医療領域で提供されている質の高い作業療法については、事例報告登録制度や課題研究助成制度等を通じて作業療法効果の根拠をより明確にする取り組みを強化し、その成果を内外に示すとともに、その取り組みを、さらに地域生活の場で提供される作業療法にも定着させ、医療から地域生活へ円滑につないでいく作業療法のあり方を明らかにすることを目指すという意味合いが、このスローガンには込められている。

「作業療法5ヵ年戦略」は対象者に必要とされるすべての領域において根拠に基づく作業療法を実践するための計画になる。

参考資料 3 :協会が中期的に対応すべき 重点事項(基本的な考え方)

参考資料 4: 医療圏

≪5ヵ年戦略の構成≫

- 1. 「前文 作業療法5ヵ年戦略」 5ヵ年戦略の策定根拠並びに意図
- 2. 「達成課題項目と具体的行動目標」 大項目:6 中項目:19 小項目:69 具体的行動目標:144 スローガン重点項目:「OT5・5PLAN」
- 3. 「ロゴマーク」 協会発行の様々な広報媒体にロゴマーク を活用し内外に向けてアピール

「作業療法5ヵ年戦略」の全文は上記のように構成されている。

1では、5ヵ年戦略の策定根拠並びに意図を明示しており、作業療法を取り巻く施策的動向に加え、作業療法が取り組むべき課題の方向性や行動計画の根拠となる理由を記している。

次に2として「達成課題項目と具体的行動目標」を定め、具体的に協会が取り組むべき活動を明記した。この「達成課題項目と具体的行動目標」では、大項目を6項目掲げているが、これは、第三次までの長期活動計画の基本的考え方を踏襲した協会活動の大きな指針である。その下位項目となる19の中項目は、5年後を見据えた、現状において取り組むべき課題を大枠で整理し、69の小項目において、取り組むべき課題を焦点化させている。そして、焦点化した達成課題項目が具体的に実践されるよう、144の「具体的行動目標」を定めてあるのがこの5ヵ年戦略の特徴である。かなり細かく詳細な行動目標であるが、会員一人ひとりが主体的に取り組むことを想定して策定しており、協会活動が会員の個々の活動において支えられていることを示すものである。さらに、スローガン(地域生活移行支援)に直結する項目は「OT5・5PLAN」として強調してある。

最後に3として、今回の「作業療法5ヵ年戦略」においてはロゴマークを作成し、作業療法の普及・啓発の取り組みの一環としてあらゆる広報手段において活用し、「作業療法5ヵ年戦略」を内外に向けてアピールするものとした。

参考資料5:作業療法5ヵ年戦略・ロゴマーク

≪「達成課題項目と具体的行動目標」の大項目≫

- 1. 学術的基盤の強化
- 2. 臨床的課題への取り組み
- 3. 教育的課題への取り組み
- 4. 国際交流・国際貢献への取り組み
- 5. 協会組織の機能再編
- 6. 作業療法の普及・啓発

「作業療法5ヵ年戦略」は、第一次・第二次・第三次の長期活動計画の延長線上に位置していることから、戦略の基本的な骨格となる「達成課題項目と具体的行動目標」の大項目もこれまでの長期活動計画の基本的考え方を踏襲している。以下に、大項目の主な目的を示す。

1. 学術的基盤の強化

事例集積・研究活動の推進を通じ、作業療法の実践を集約・検証する活動を今以上に活発 化させ、作業療法の有用性を示す。

2. 臨床的課題への取り組み

作業療法の対象領域の多様化、予防から始まり、急性期、回復期、そして維持期、終末期など病期別・疾患別の広がりを踏まえ、制度への提言、臨床的課題への対応、各分野・各時期における作業療法技術の質の向上を目指す。

3. 教育的課題への取り組み

養成教育における教育課程の見直し、教員の質の向上、生涯教育における認定作業療法士制度の定着・専門作業療法士制度の施行、臨床研究活動の支援体制の構築を目指す。

4. 国際交流・国際貢献への取り組み

2014年 WFOT 世界会議の開催決定を踏まえ、国際活動を積極的に推進する。

5. 協会組織の機能再編

公益法人制度改革を踏まえた、協会機能の効率化と基盤強化を推進する。

6. 作業療法の普及・啓発

広報活動を強化し、社会貢献活動の活発化を推進する。

1. 学術的基盤の強化

	1)	①作業療法実践の役割と機能の明示
1. 学術的基盤の強化	作業療法の理念並びに専門	②ガイドライン・ガイドライン実践指針・マニュアルの普及
	技術の明確化	③作業療法で用いる用語を整理する
		①学術研究活動の推進
盤	2)	②学術研究成果公表の場の充実・整備
の強	学術的成果の蓄積と公表の推進	③事例報告登録制度の促進
化		④学際的学術交流の推進
		⑤国際的学術交流の推進

1. 学術的基盤強化の具体的取組み(抜粋)

1) 作業療法の理念並びに専門技術の明確化

2006年度版「作業療法ガイドライン」の改定、2008年度版「作業療法ガイドライン実践指針」の普及・啓発、「作業療法関連用語解説集」を編纂する。また、介入時期別・疾患別作業療法マニュアルを作成する。

2) 学術的成果の蓄積と公表の推進

学術的研究活動を推進するために、事例報告登録制度・課題研究助成制度の普及・啓発を通 じ、学術的基盤を強化し実践技術の向上を図る。さらに、「作業療法5ヵ年戦略」においては、 「学術的基盤の強化」の中心に事例集積を据えて取り組む。

日本作業療法学会は基礎研究や臨床的実践の発表の機会と位置づけ、学術的成果の公表の場とする。また、他職種の学会への参加のあり方についての検討や他団体学会との共同開催等も含めた学際的取り組みの推進。全国研修会、生涯教育制度における研修会等の効果的な研修会のあり方を整理する。さらに、関連諸学会における作業療法成果の公表を推進する。

また作業療法の対象領域の多様化に対し、多角的な研究デザインの提示、新たな研究プロジェクトの組み立て等、作業療法の現場で働く会員に対して研究活動の支援、他団体との共同研究等の企画調整も行う。

2. 臨床的課題への取り組み

①急性期における作業療法業務の明示 ②回復期における作業療法効果の明示 ③地域生活移行の推進に向けた取り組み 2 ④内部障害における作業療法業務の明示と普及促進 臨床的課題への取り組み ⑤緩和ケア・ホスピスにおける役割の明示 1) ⑥介護老人保健施設におけるサービス機能の充実 円滑な地域生活 ⑦新設介護療養型老人保健施設におけるサービスの充実 移行への推進 ⑧介護老人福祉施設(特養)における作業療法の推進 ⑨居宅系サービスにおける作業療法の推進 ⑩精神疾患の早期地域生活移行支援の推進 ⑪司法精神医療における作業療法の推進 ⑩認知症の早期地域生活移行支援の推進 13制度改定に対する対応

2. 臨床的課題への具体的取り組み(抜粋)

- 1) 円滑な地域生活移行への推進
- **急性期への対応**:急性期における疾患別作業療法マニュアルを作成。包括的医療制度に移行することを視野に入れた作業療法研究に取り組む。
- 回復期への対応:「質の評価」が試行的に導入される状況を踏まえ、今後の対応として期間・ 重症度・効果等の状況調査を行う。
- **医療から地域生活への移行**: 地域連携クリティカルパスの導入に合わせ、地域生活移行に向けたケースマネジメントモデルを提示する。診療所等の医療機関における通所リハ・訪問リハの拡充に取り組む。
- 内部障害への対応:呼吸器リハに関しては作業療法士の配置が認められたことを踏まえ、2010年度の改定に向け、心大血管リハにおける作業療法の有効な実践報告の提示に力を注ぎ、施設基準に組み込まれるよう提言する。
- **維持期への対応**:老健等における人員配置基準・リハ報酬単価の引き上げ、訪問リハステーション創設を含めた制度への要望。効率的・効果的リハのあり方に対して作業療法の介入効果を示す。特養、地域密着サービスを含めた介護保険サービスへの作業療法の拡充を図る。2009 年制度改定後の迅速な対応。
- **緩和ケア・ホスピスへの対応**: 事例集積を通じた成果の検討を行い、具体的な緩和ケアについての作業療法介入に関する指針を示す。
- 精神障害者の入院医療への対応: 入院早期から在宅への移行支援を推進するための、事例集積 並びに作業療法マニュアルの作成を行う。
- **司法精神医療等への対応**:新しい法制度の中で、作業療法の役割や効果をいち早く提示し普及を図る。 **認知症への対応**:早期認知症の対象者に対する効果的な作業療法プログラムの提示。市町村事業等に参画し、医療・生活介護の両面から支援する。

2. 臨床的課題への取り組み(つづき)

2. 臨		①地域包括支援センターへの関わりについて
		②特別支援教育に関する対応
外的	2)	③就労支援に関する取り組みの推進
課題	福祉・教育・職業関	④障害者自立支援制度充実への貢献
200	連領域における作業療法の確立	⑤福祉用具関連領域の拡大
取		⑥認知症支援(家族支援)に関する対応
臨床的課題への取り組み(つづき)		⑦高齢施策・障害施策に対する対応
	3)	①予防事業に関する対応
	保健·健康增進領域	②行政における作業療法の役割の明示
	における対応	③健康増進事業への対応

2. 臨床的課題への具体的取り組み(つづき)

- 2) 福祉・教育・職業関連領域における作業療法の確立
- **地域包括支援センターにおける役割**:作業療法士は配置職種としては定められていないが、多様な課題をもつ高齢者の社会的適応能力の向上に貢献できる職種であることを提示し配置の要望を行う。
- 特別支援教育への対応:特別支援教育においては、医療との連携、生活・学習用具の工夫、家族 との密な連携等、具体的な取り組みから実績を積み、特別支援教育に貢献できることを示す。
- **障害者自立支援法への対応**:作業療法士の配置が明記されていない介護給付の児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練(生活訓練)や就労移行支援、および就労継続支援に作業療法士の配置を働きかけていく。各市町村の障害程度区分審査会への作業療法士の参画をすすめる。
- **福祉用具関連への対応**: 適正な福祉用具の活用が図られるよう、福祉用具の選定および適合の 技術を普及していく必要がある。

3)保健・健康増進領域における対応

- **介護予防事業への取り組み**:個々のニーズに合った多様な諸活動(アクティビティ)を用いた 介護予防プログラムを作成し、作業療法の重要性と作業療法士の介入による健康増進や介護 予防、自立支援効果を示し普及させる。
- **行政における役割**: 市町村事業に関与する作業療法士の実態調査に基づき、地域包括支援センター機能に対する働きかけを含め、市町村圏域における作業療法士の介護予防事業への参画を積極的に促進させる。
- **健康増進事業への対応**: 就労支援や精神保健領域におけるメンタルヘルスケアに関し、精神面での健康度を高める作業療法士の役割を提示する。また高齢者や障害者への関わりにとどまらず、あらゆる世代の健康に関わる取り組みを推進する。

3.教育的課題への取り組み

		①基準となる教育課程の提示	
3	1) 養成教育の改革	②養成教育のあり方の検討	
教育	後风教育の収率	③臨床実習のあり方の検討	
的課		④次期全書のあり方についての検討	
題への	2) 生涯教育の充実	①認定作業療法士制度の定着	
取		②専門作業療法士制度の施行	
教育的課題への取り組み		③生涯教育のあり方の検討	
		④臨床研究活動支援体制の整備	

3.教育的課題への具体的取り組み(抜粋)

1) 養成教育の改革

養成教育部内の教育問題検討委員会によれば、養成教育の課題として、教員数の問題、臨床 実習施設確保の問題、コアカリキュラムの整備等が挙げられるなど、作業療法教育の抜本的見 直しの必要に迫られている。そこで、コアカリキュラムの作成の検討と併せ、「作業療法士教 育の最低基準」見直しに着手する。また、教員の質の向上を目指す研修内容の開発、協会独自 の長期的な教員研修プログラムの作成に着手するなど、教育の質を担保するシステムに関して も検討する。また、臨床実習施設確保の問題、臨床実習指導者の基準の問題、実習施設基準の 問題、臨床実習指導者の指導力の問題等の課題と併せて具体的な対策を検討する。さらに、「臨 床実習の手引き」の改訂版を作成する。

2) 生涯教育の充実

「認定作業療法士」が誕生して2008年度で5年を迎えるが、2006年度認定作業療法士の新規認定者数は予想よりはるかに少ない現状にある。具体的な対策が必要なことから、各都道府県士会との連携を含めた対策に着手し、マルチメディアを活用するなどの研修実施方法の多様化、既存の教育機関の活用、広報活動の強化、認定作業療法士の社会的認知度・地位の向上を高める取り組みを行う。また、2009年度より「専門作業療法士」として、福祉用具・認知症・手の外科の導入を予定しており、順次他の分野に拡大させていく。また、臨床研究指導方法の開発を検討し、臨床研究活動支援体制の整備に着手する。

4.国際交流・国際貢献への取り組み

4	1)国際的な学術交流に関連する事業の推進	①WFOT世界会議·学会承知
		②アジア地域における交流の促進
国際交流·国際	2)国内における国際団体等の 連携	①JICA・JIMTEF・JANNET・JOCV等への積極的な参画
国際貢献への取り組み	3)国際交流に必要な情報の収 集・発信	①国際交流に向けた情報の収集・発信
の取り		②海外で活躍する作業療法士との連携
組み	4) 長期的・国際的取り組みの 基盤強化	①国際交流・貢献のあり方の検討

4. 国際交流・国際貢献への取り組み

1) 国際的な学術交流に関連する事業の推進

2014年のWFOT世界大会招致の決定に伴い、具体的開催要項を作成する。さらに、今後一層の他国作業療法士団体との交流および支援活動が必要となってくるが、特にアジア地域における交流の促進に力を入れ、研究協力や技術提供、学会交流等も含めた多角的な相互交流を推進する。

2) 国内における国際団体との連携

JICA・JIMTEF・JANNET・JOCV等の団体との技術交流・研修受入の推進や国際交流支援 プログラムの構築等

3) 国際交流に必要な情報の収集・発信

日本の作業療法を海外に紹介するためのパンフレットやガイドラインの翻訳版の作成、国外向けにホームページ機能の強化。海外の作業療法関連情報や海外経験のある作業療法士の情報の収集、また定期的な情報交換ができる体制の整備。

4) 長期的・国際的取組みの基盤強化

WFOTをはじめとする関連諸団体との連携の強化。協会としての国際的活動に資する人材を育成する。また、留学・海外研修制度の支援のあり方を検討する。

5. 協会組織の機能再編

		①役員の常勤化に対する検討	
	1)	②長期ビジョンの検証と提示	
5	協会体制の基盤 強化	③協会資産となる資料の整備	
		④収益事業等のあり方に関する検討	
会組	2) 協会機能の評価 と効率化	①渉外活動の強化	
織の		②協会事業全体の効率化	
協会組織の機能再編		③協会機能評価	
再編		④研修会の効率的・効果的運用の検討	
		⑤関連団体・関係諸官庁との連携強化	
		⑥都道府県士会との連携強化	

5. 協会組織の機能再編

1)協会体制の基盤整備

長年の懸案事項となっている専従役員(三役・理事等)の配置に関し、具体的に方向性を示す。協会資産となる資料管理(事務所の拡充等)の環境整備を行う。出版・研修事業・商品開発等を含めた収益事業を行う仕組みの検討(別法人の設立等)を行うとともに、協会事業の効率化を図るため一層の委託化にも着手する。さらに公益法人制度改革を控え、公益社団法人化の推進を念頭に、安定的な協会運営をするための財政的基盤(会費徴収等)の強化と協会事業の効率的運用を目指す。「作業療法5ヵ年戦略」は上期(2008年度~2009年度)、中期(2010年度~2011年度)、下期(2012年度・完成年度)を設定し、期毎に達成状況を点検し、進行管理を行うものとした。次期長期ビジョンの策定に向け、領域別配置等の長期的なシミュレーションも含め、戦略的ビジョンを示すための調査・研究を行う。

2)協会機能の評価と効率化

制度改定等に関する要望や提言をより戦略的・効果的に行うための渉外活動の強化を検討する。これら渉外活動を支える体制も含めた協会事務局機能の人員・環境の強化、協会理事の役割の再確認等を行う。公益法人としての責務を果たすために、協会事業の費用対効果を含めた機能評価を実施し、内外に協会活動の透明性を示すと同時に、機能評価を通じ研修事業の効率化を図る。また、関連団体・関係諸官庁と勉強会の定期的開催を含めた相互交流を図り連携を強化する。会員にとって身近な協会活動となるよう、都道府県作業療法士会との連携強化が必要であることから、会議・研修の機会を増やし、協会との情報共有化を促進する。また、作業療法推進活動パイロット事業助成制度等を活用し、士会独自の活動を支援する仕組みも同時に構築していく。

5. 協会組織の機能再編(つづき)

5.	3)協会関連情報の管理・運用	①情報共有化に関する仕組みの構築
協会組		②情報発信媒体の拡充・多様化
織の機能	4)公益法人制度改革への対応	①公益法人制度改革への対応
協会組織の機能再編(つづき)	5)人材活用に関する対応	①復職・領域転換希望者への支援の推進
つづき)	6)報告書に関して	①白書の発刊

3)協会情報の管理・運用

協会内に集積されている情報を整理・分析し情報管理体制を強化する。各部・委員会等の情報共有を目的とした書式の統一化を図り、会員への開示も視野に入れた仕組みを構築する。情報のスピード化を視野に入れ、費用対効果を吟味しながら、協会ホームページの活用を含めた、双方向型の情報共有化システムの構築を検討する。また、身近に情報を入手できるメールマガジン等の媒体活用を検討する。

4) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革に伴い、公益法人制度改革検討委員会を組織する(法律施行後5年以内に移行の申請)。すでに協会として、公益社団法人化を目指し、勉強会を開催しており、具体的方向性を明確にした上で、士会組織における改革への対応・法人化推進を協会として支援する仕組みを検討する。

5) 人材活用に関する対応

地域に安定的に作業療法士を供給することを目的に、離職者のための復職支援に取り組む。 保健福祉領域の他団体と連携した研修会等を含めた、離職者と求人団体等との橋渡し的なイベント開催も検討する。また、新たな分野からの作業療法士の要請やモデル事業的な国の施策に対する人材輩出の要請があった際には、迅速に対応するための人材管理システムも検討する。

6) 白書の発刊

2010年に作業療法白書を発刊する。

6.作業療法の普及・啓発

		①小・中・高校生に向けた広報活動の推進
	1)	②地域住民との交流活動の推進
.	広報活動の強 化・推進	③広報手段の戦略的活用に関する検討
		④ホームページ機能の強化
		⑤他職種へ向けた広報の推進
		①公益研修事業の拡充
	2) 地域·社会貢献	②大規模災害への対応
	活動	③人材の派遣
		④へきち対策の検討

6. 作業療法の普及・啓発

1) 広報活動の強化・推進

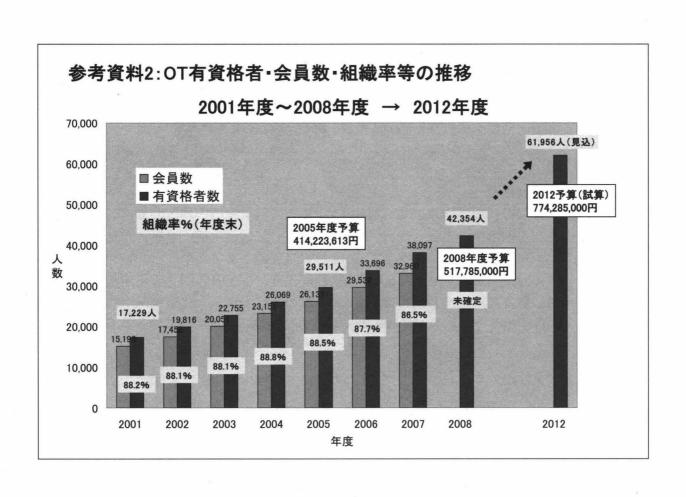
作業療法の普及・啓発は近年になく喫緊の課題として取り組まなければならないが、小・中・高校生やさらには地域住民も含めた広報戦略を明確に打ち出す必要がある。そのためには、地域での啓発活動が重要であり、都道府県士会の取り組みへの支援など様々な視点から取り組む。また、広報戦略の一環としてメディアの活用を含めた外部委託を検討、ホームページへの一般者からのアクセスが増える仕組みを構築する。作業療法ガイドラインを他職種版として作成する。

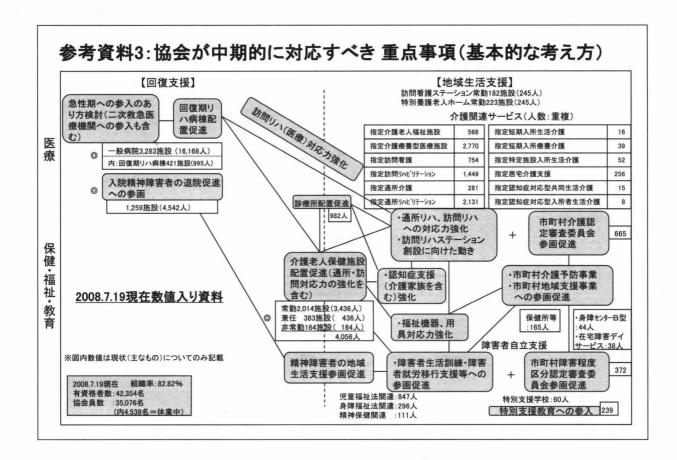
2) 地域・社会貢献活動

公益社団法人を視野に公益研修事業を強化する。また地域貢献の一環として、大規模災害時に貢献できる役割を明示するとともに、作業療法版災害対策避難生活マニュアルを作成し、迅速な災害時対応が可能となる体制を構築する。人材派遣要請があった際に、協会として速やかに対応するための対策委員会を設置し、人材の供給が迅速に行える体制を構築する。へき地における作業療法の取り組みに関し現状を調査し、人材のネットワーク化を検討するなど、どこにいても共通に作業療法サービスが受けられる仕組みの構築に向けた取り組みにも着手する。

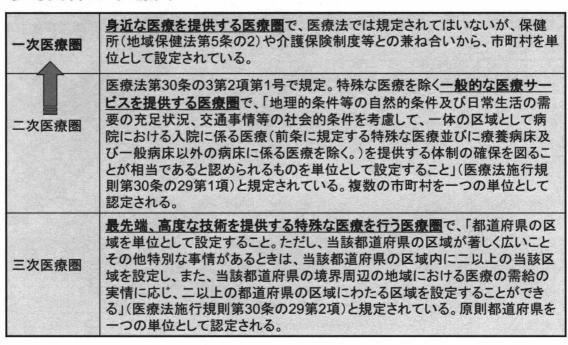
参考資料1:長期活動計画の推移

長期活動計画	年次	主眼
第一次	1983~	「作業療法の発展・養成・実践・普及・職能団体としての質・ 国際交流」を柱とし、学問的枠組みの強化を主眼に据え、 同時に協会組織の基盤強化を目指した
第二次	1991~	第一次の基盤強化を背景とし、高齢化社会及び精神保健 領域に関する取り組みを軸に、医療・保健・福祉領域におけ る総合的な対応
第三次	2001~	健康維持・介護予防・自立生活の維持・社会参加の推進へと向かう状況を踏まえ、医療的ケアから生活支援を視野に入れた作業療法技術の体系化
5ヵ年戦略	2008~	蓄積された作業療法技術と急増する作業療法士を投入し、 「医療から地域生活移行に向かう全てのステージで途切れることなく支援する作業療法」の実践





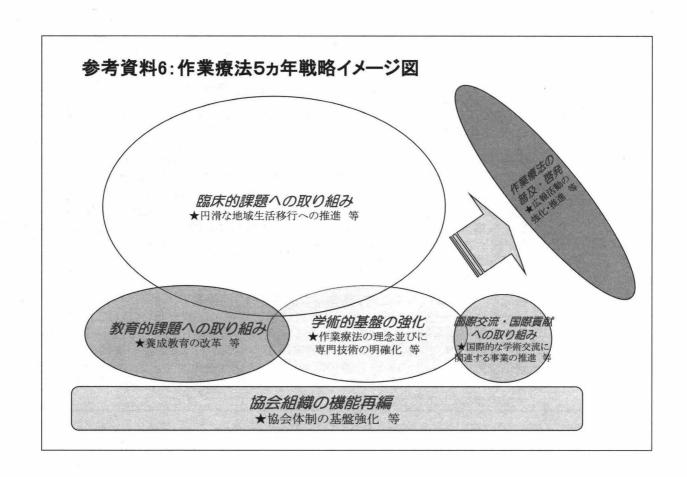
参考資料4: 医療圈



※医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと。(医療法第30条の3)

参考資料5:「作業療法5ヵ年戦略・ロゴマーク」





作業療法5ヵ年戦略 (全文)

作業療法5ヵ年戦略

平成20年6月19日

(社)日本作業療法士協会会長 杉 原 素 子

はじめに

(社)日本作業療法士協会(以下、協会)は協会活動の指針と実践計画を示すものとして、1983年に第一次長期活動計画、1991年第二次長期活動計画、2001年第三次長期活動計画を策定し、概ね10ヵ年を目途に活動を実践してきたところであるが、2006年度に第三次長期活動計画(2001~2010年度)の見直しを行い、当初計画していた活動項目を概ね達成しつつあることが確認されたため、2010年度を待たず新たな活動計画を策定することとした。その際、昨今のめまぐるしく変化する医療保険制度改革、介護保険制度改革、並びに作業療法の対象となる領域の拡大等に迅速に対応するべく、これまでの長期(10ヵ年)から中期(5ヵ年)の計画とし、名称も改め「作業療法5ヵ年戦略」とした。

今回の「作業療法5ヵ年戦略」策定にあたり、第一次から第三次長期活動計画に用いた「達成課題項目と関連事業項目」の大項目・中項目・小項目に加えて、具体的行動目標とその作業を中心となって担う関連部署を明記した。さらに、「作業療法5ヵ年戦略」において最も力点を置くべき活動を明確にするためスローガンを掲げた。また、これら活動計画の実行状況を管理できるよう上期(2008~2009年度)、中期(2010~2011年度)、下期(2012年度・完成年度)に分け、具体的行動目標の達成予定時期を明示した。

以下に「作業療法5ヵ年戦略」の枠組みを示す。

第1章 「作業療法5ヵ年戦略」の策定根拠

1. 目的

この計画は、急激な社会制度の変化や国民の健康・障害に対する意識の変化を背景に、作業療法が保健・医療・福祉等の領域において、国民の健康な生活に寄与するための協会活動を推進させる5ヵ年の行動戦略とする。

2. これまでの長期活動計画からの流れ

第一次長期活動計画は、「作業療法の発展・養成・実践・普及・職能団体としての質・国際交流」を柱として策定した。特に学問的枠組みの強化を主眼に、現在の協会組織の基盤整備を行った。第二次長期活動計画は、組織体制の強化を背景に、高齢化社会および精神保健領域に関する取り組みを軸とし、医療・保健・福祉領域における総合的な対応を目論んで策定した。さらに、これらの活動を具体的に推進する仕組みとして、長期・中期・短期活動計画を設定し、より具体的な活動を明示した。また、第三次長期活動計画は、社会保障体制の変革期にあたって、保健・医療・福祉領域の主軸が健康維持・介護予防・自立生活の維持、社会参加の推進へと向かう状況を踏まえ、医療的ケアから生活支援を視野に入れた作業療法技術の体系化を目指す活動計画とし、作業療法ガイドラインや作業療法マニュアル等の整備、養成教育・生涯教育に注力した。

第一次、第二次、第三次の長期活動計画の延長線上に位置する「作業療法5ヵ年戦略」は、昨今の国の施策的動向を踏まえ、これまで蓄積されてきた作業療法技術と急激に増加する作業療法士を投入し、「医療から地域生活移行に向かう全てのステージで途切れることなく支援する作業療法」を重点事項に据えた5ヵ年の活動計画と位置付けた。

3. 作業療法を取り巻く国の施策的動向

2005年の総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、わが国の人口は2005年の1億2,777万人をピークに徐々に減少する。高齢化率(65歳以上人口割合)は2005年で20.2%(約5人に1人)だが、2035年には33.7%(3人に1人)となり、2055年には総人口が8,993万人に減少するのに対し高齢化率は40.5%と、実に2.5人に1人が老年人口に達すると推計されている。高齢者人口の増加、平均寿命の伸びは、医療依存度を高めるだけでなく要介護高齢者の増加につながり、要介護状態の期間が長くなることを意味する。一方、日本の合計特殊出生比率は2007年、1.33程度であり、2.08を下回ると少子化といわれることから、経済全般、社会保障、労働市場に深刻な影響を与えることになる。

この少子高齢化の波は、年金、医療、介護などの社会保障費を増大させ、国民に大きく負担としてのし掛かる現状にある。一般歳出における社会保障関係費は21.1兆円(2007年)で全体の約45%を占め、この傾向はさらに右肩上がりで膨張し社会保障制度そのものの崩壊につながる危機的状況が指摘されている。このような背景の中、国は現行制度の維持に伴う医療・介護給付費の高騰による保険制度の破綻を避けるため、2005年介護制度改革、2006年の医療制度改革を行い社会保障費の抑制を図った。これらの改革は給付費の延びの抑制と効率的運用を基本方針としたものであり、

2006年度の診療報酬・介護報酬の改定に具体的に示され、診療報酬 - 3.16%、介護報酬 - 0.5%となった。2008年には施策の重点を後期高齢者に置き、あらたに長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が施行された。また少子高齢化を背景に、高齢者、女性、若者、障害者の就業促進が図られ、特に高齢者の就業可能な健康維持は、生活習慣病対策や予防重視の医療・介護制度改革の方針とも合致する施策とも捉えられる。

4. 作業療法士を取り巻く医療・保健・福祉・教育制度等の動向

医療制度改革では「医療制度改革大綱改革の基本的考え方」(2006)において、医療費適正化の総合的推進の取り組みの一つに平均在院日数短縮が示され、医療機能分化・連携や在宅療養の推進が示された。また同年の診療報酬改定では、疾患別リハビリテーション(以下、リハ)診療報酬体系に算定日数の上限が設けられ、入院から在宅までの切れ目の無い医療の提供が推し進められることとなった。2008年には「生活の質(QOL)を高める医療」、「生活を重視した医療」、「医療機能の分化・連携」、「重点的に対応すべき領域の評価(がん、脳卒中等)」、「医療費配分の効率化」、「後期高齢者医療制度」の6つの項目に整理され改定が行われた。これらは、一般医療・精神医療も含め、地域移行支援・地域療養支援に重きを置き、介護保険・自立支援法領域との連携を視野に入れた取り組みを求めるものである。

介護保険制度は在宅生活を支援するサービスの要であり、医療の急性期化・回復期化を受け、国は「介護保険においては維持期の状態に対応し、主として身体機能の維持および生活機能の維持・向上を目指したリハを行う」とし、2006年の制度改定の際に効率的・効果的リハのあり方を示した。施設サービス(入所)、居宅サービス(通所・訪問)においても、これらを具現化する仕組みとしてリハマネジメントに基づく、短期集中リハという考え方が導入された。短期集中型でADL、IADL等の応用的・社会的適応能力の向上に結びつく効果を示すよう求められ、介護報酬上の加算が設定された。また予防重視型システムへの転換として、予防給付の見直しと地域支援事業が創設された。2009年の介護保険制度の見直しを控え、施設系サービスは介護療養病床が2012年度までに全廃になり、2008年度より新たに設けられた介護療養型老人保健施設への転換が進められている。制度改定の方向性は居宅(特定施設等を含む)系サービスの充実であり、リハ関連では、通所リハの短時間型等の時間枠検討、訪問リハの普及にむけた仕組みの検討が行われている。

障害者施策においては、2005年に身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法をまとめた「障害者自立支援法」が成立し、3 障害の統合化と市町村責任の明確化等の地域移行支援の導入を特徴とし、2006年10月に全面施行された。障害者自立支援法の一つの柱には障害者の就労・働く支援が掲げられ、「就労移行支援」や「就労継続支援」等の事業の創設、福祉・雇用・教育分野との連携の強化等、地域で自立した生活を送る支援の充実を目指すものとなっている。また、精神保健福祉施策においても、「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方に基づき、精神障害者退院促進と精神障害者の地域生活支援策を強化する方向にある。障害者自立支援法は2010年の抜本的な見直しに向けて、2008年に一部見直し等の緊急措置が講じられている。

教育領域においては、文部科学省から「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(2001年)、「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」(2003年)が発表されて以来、障害を有する児

童生徒に対する教育の一層の充実を図るという観点から、学校の役割や機能、新たな教育ニーズに対応するためのシステムの必要性や学校での支援体制の充実に焦点を当て、障害の種別や程度を超えた特別支援学校のあり方、通常学校における軽度発達障害への対応について様々な取り組みが行われてきた。これらの報告にある、①特別支援学校における重度・重複化している障害児の教育への対応とともに通常学級に在籍する軽度発達障害のこどもへの対応、②特別支援教育が従来の教員によるものだけではなく、教員と作業療法士を含む保健医療専門職を含む様々な専門職との密接な連携の下に行われること、を踏まえて、具体的な市町村レベルでのシステム作りがモデル事業等を通して推し進められている。さらに、2007年4月には「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校、学級において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

また、医療観察法が2005年に施行され、殺人などの重大な罪を犯しながら心神喪失を理由に不 起訴や無罪になった触法精神障害者に対する治療と、社会復帰を目的とした司法精神医療を専門と する施設の設置が進んでいる。

5. 重点事項 (スローガン) の位置付け

「作業療法 5 ヵ年戦略」の活動開始年度(2008年)の、4 月 7 日国家試験発表後の有資格者は42,354 名であり、4 万人を超える作業療法士が活躍することとなった。2008年4月1日時点の有資格者数は38,097名であったことから、実に単年度で5,149名の新人作業療法士が誕生したことになる。また2008年4月現在の養成校は169校(192課程)であり、2008年度の入学定員は7,500名を超える。卒業者数を2005年時点の数とした場合の有資格者を推計(国家試験合格率90%と仮定)すると、「作業療法5ヵ年戦略」最終年度(2012年)の有資格者数は約60,000人となる。

作業療法士が今後5ヵ年のうちに約20,000人増となる背景も踏まえ、前節において「地域生活移行」という国の施策の方向性に対し、協会は積極的に取り組む姿勢を示す必要がある。

そこで、「作業療法5ヵ年戦略」の策定にあたり協会が重点的に取り組むべき課題として、「地域生活移行支援の推進~作業療法5(GO)・5(GO)計画~」というスローガンを掲げた。作業療法をより必要としている領域、さらには作業療法が貢献できる領域への職域拡大も含め今後5ヵ年の内に、入院医療を中心とした医療の領域に5割、保健・福祉・教育等の領域を含めた身近な地域生活の場に5割の作業療法士配置を目標とする。今回の「作業療法5ヵ年戦略」では、このスローガンを実現可能なものとするため、より具体的な行動目標を設定し、スローガンに直結する項目には「OT5・5PLAN」として強調した。重点事項としてのスローガンは、医療と地域生活支援の両サービスにまたがり、医療から介護・福祉への円滑な移行を推進する担い手として、作業療法士は重要な役割を果たすことを明言するものである。

第2章 「作業療法5ヵ年戦略」の行動計画

1. 学術的基盤の強化

1) 作業療法の理念並びに専門技術の明確化

作業療法を取り巻く諸制度(医療保険・介護保険・自立支援法・特別支援教育等)のめまぐるしい改革や、社会情勢の変化に伴い作業療法の対象領域は広がり、保健・医療・福祉・教育・就労関連領域等、多様な分野において役割を果たす必要が生じている。また、予防から始まり、急性期、回復期、そして維持期・終末期など病期別・疾患別の治療・指導・援助内容が異なり、また、医療機関・居宅・地域における施設など作業療法を行う場所も多様化している。このような背景を踏まえ作業療法の理念および役割を明確にし、根拠に基づく作業療法を提供しなければならない。2006年に改定した「作業療法ガイドライン」は作業療法の概要や枠組みを内外に伝えるものであり、2008年発行の「作業療法ガイドライン」は作業療法の概要や枠組みを内外に伝えるものであり、2008年発行の「作業療法ガイドライン実践指針」は作業療法士の実践を支える具体的手順や事例を提示した。今後は、病期別・疾患別作業療法の具体的な枠組みの提示が急がれる。また、新たな作業療法マニュアルの作成など、時代の変化、社会的ニーズに合わせ対応する必要がある。

2) 学術的成果の蓄積と公表の推進

作業療法士は作業療法サービスの質を向上し実践能力を高めること、新たな専門的知識や技術の開発に努める必要があり、学術的研究活動を積極的に行う専門職としての基盤を培う必要がある。この学術的研究活動を推進するために、協会は学会や機関誌を通じ作業療法の実践について集約・検証してきた。さらに、2005年9月より事例報告登録制度を創設し、2007年には登録された事例から成る作業療法事例報告集を作成した。また、2006年度より研究体制の支援を目的とした課題研究助成制度も創設した。これは、作業療法効果を検証する研究に対しての助成であるが、学術的基盤を強化し実践技術の向上を図るものである。しかしながら、これら両制度は、現状では会員に広く周知され利用されているとは言い難い。また事例登録報告制度に留まらず、会員自身が自己研鑽による作業療法の質の向上を目指す上でも事例集積は行う必要があり、「作業療法5ヵ年戦略」においては、「学術的基盤の強化」の中心に事例集積を据えて積極的に取り組む。

日本作業療法学会は基礎研究や臨床的実践の発表の機会と位置付け、学術的成果の公表の場とする必要がある。また学会を通じて他職種との学術交流を進めるために、他職種の日本作業療法学会への参加のあり方についての検討や他団体学会との共同開催等も含めた学際的取り組みを推進する。さらに学会のあり方の検討と併せ、全国研修会、生涯教育制度における研修会、事業部担当研修会の役割を検討し、効果的な研修会のあり方を整える必要がある。

また作業療法の対象領域は多岐に渡るため、その成果を検証するには多角的な研究デザインが必要であり、報告された研究報告を精査し新たな研究プロジェクトの組み立ても可能にしなければならない。さらに、作業療法の現場で働く会員に対して研究活動の支援、他団体との共同研究等の企画調整も必要とされる。

2. 臨床的課題への取り組み

1) 円滑な地域生活移行への推進

①急性期への対応

医療の領域においては、急性期、回復期における作業療法の業務や効果を明示するため、急性期における疾患別作業療法マニュアルを作成する必要がある。この急性期マニュアルは、急性期から回復期に向けた作業療法に結び付ける作業療法のアプローチを明示するものである。また急性期医療では、質の高い医療を効率的に提供することを目指す包括払い方式の導入が進められているが、出来高払いとされているリハにおいても、今後包括評価に移行することを視野に入れた作業療法研究にも取り組む。

②回復期への対応

回復期リハ病棟の要件に、居宅等への復帰率や病棟におけるリハ実施状況等を評価する「質の評価」が試行的に導入されるため、今後の対応として期間・重症度・効果等の状況調査を行う必要がある。また、急性期・回復期における作業療法アプローチは疾患別に捉えておく必要があり、神経筋疾患・変性疾患・リウマチや新生児への対応もその中に含むことが望ましい。

③医療から地域生活への移行

医療から地域生活移行の推進に向け、地域連携クリティカル・パスの導入が進んでいるのに合わせ、地域生活移行に向けたケースマネジメントモデルを提示し、作業療法の役割を明示する必要がある。また診療所機能が評価されることを踏まえ、地域における医療機関との連携を緊密に行うことや、地域における作業療法の役割を明示するためにも、診療所等の医療機関における通所リハ・訪問リハの拡充に積極的に取り組まねばならない。

4)内部障害への対応

内部障害においては、2006年度の診療報酬改定にて呼吸器リハ、心大血管疾患リハに作業療法士の配置が施設基準から除かれていたのが、2008年度の改定では、呼吸器リハに関しては作業療法士の配置が認められた。このことは2006年改定後に、呼吸器リハにおける作業療法の実態調査や実践報告等に積極的に取り組んだことも良い結果に結び付いたと考える。しかしながら、心大血管疾患リハに関しては2010年度の改定に向け、これらの疾患に関わる作業療法の有効な実践報告の提示に力を注ぎ、施設基準に組み込まれるよう努めなくてはならない。

⑤維持期への対応

介護保険制度におけるリハは、医療における急性期化、回復期化対応を受け、維持期リハの役割を担うことになっている。協会が公表している 2007 年 9 月現在の領域別配置によれば、介護保険 3 施設、すなわち指定介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設に勤務する作業療法士は、会員の 20%強を占めている。特に介護老人保健施設は、理学療法士・作業療法士等の配置が義務付けられ、リハ施設として在宅復帰を支援することがその役割として期待されてきた。しかし、入所は 100 床 1 人、通所リハは 20 人に 0.2 人という人員配置基準の問題、さらに訪問リハの仕組みの複雑さ、訪問看護 7 との報酬単位の差異などから訪問リハの普及が進まないなど、維持期のリハを担うには厳しい状況にある。協会として介護保険制度におけるリハサービスの質を担保するために、また今後も増加する作業療法士の現状を踏まえ 2009 年度

の改定に向け、人員配置基準の引き上げ、報酬単価の引き上げ、訪問リハステーション創設の要望を行っている。そのためには、入所・通所・訪問における短期集中リハ、現在検討されている短時間型通所リハ等、効率的・効果的リハのあり方に対して作業療法の介入効果を示すことが急務である。通所・訪問サービスにおける予防給付対象者へのアプローチ、市町村事業である地域支援事業(一般・特定高齢者)への参画、地域密着型サービス、特定施設等も含めた幅広い分野において作業療法の関わりを明示することが必要とされる。また、介護老人福祉施設(特養)や介護療養型老人保健施設(旧、療養型病床群)における終末期、あるいは在宅での終末期に関わる作業療法の実践の蓄積も近い将来必要とされる。

⑥緩和ケア・ホスピスへの対応

緩和ケア・ホスピスにおける作業療法はこれまでも実施されているが、実践例の報告は少ないこともあり、今後事例集積を通じた成果の検討を重ねていく必要がある。また、がん対策に関しては国が今後重点的に取り組むべき事項として取り上げており、大学教育で行われる文部科学省の補助金事業「がんプロフェッショナル養成プラン」にすでに関わっている作業療法士の報告等を待ち、具体的な緩和ケアについての指針を示す必要がある。

⑦精神障害者の入院医療への対応

精神障害者の療養生活支援に関しては、2008年の診療報酬改定にも示されたが、入院早期から在宅への移行支援を推進することが強調されている。作業療法が早期に介入しその効果を示すためにも、急性期における事例の集積並びに作業療法マニュアルの作成を急がなければならない。また継続入院者に対する退院支援計画に基づく精神科地域生活移行支援、また5年以上の長期入院者に対する退院調整、入院期間3ヵ月未満の精神科退院前訪問指導の強化、退院後の地域生活継続支援のための精神科訪問看護の充実など、地域生活移行支援が全面的に示されている。作業療法は急性期に限らず、どの時期にどのような介入をすることで地域生活への移行を支援するのが可能となるかを具体的に示す必要がある。

⑧司法精神医療等への対応

司法精神医療においては医療観察法により、指定医療機関にて手厚い多職種による包括的なチーム医療が行われる。多職種の中で作業療法士はケアマネジメントに基づき、対象者への生活管理能力、問題解決能力、対人関係技能などを評価し、支援することが期待されており、チーム医療の視点から入院・通院医療機関における作業療法が重要な役割を果たしている。制度が施行されてからの期間が短いことや国の計画通りに指定医療機関が増えないことなど課題も多くみられるが、新しい法制度の枠組みの中でいち早く作業療法の役割や効果を提示し普及を図ることが必要である。

また、刑務所の社会復帰促進センターにおいては、配置されている作業療法士の実践内容を積極的に学び、この領域に求められる人材の一人として配置の要請に応える必要がある。

⑨認知症への対応

認知症においては、協会が作成した「認知症高齢者に対する作業療法の手引き」を基に、医療機関におけるせん妄状態等の混乱期にある早期認知症の対象者に対する効果的な作業療法から、その後の介護保険を活用した地域生活への移行をスムーズに図る作業療法の支援を、これまで以

上に積み重ねていく必要がある。実際は、早期認知症であっても地域の中で支えている現状や、 医療サービスより先に介護保険サービスを利用している事例もあることから、適切な支援のあり 方を地域から発信することも重要である。また、認知症の家族を地域で支える支援も、協会作成 の「認知症高齢者を抱える家族向けマニュアル」を有効に活用しながら市町村事業に参画し、医 療・生活介護の両面から支援することをこれまで以上に推し進める。

2) 福祉・教育・職業関連領域における作業療法の確立

①地域包括支援センターにおける役割

介護保険法の改正により地域包括支援センターが新たに創設されたが、その主な役割は総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントである。作業療法士は配置職種としては定められていないが、基本的・応用的能力の側面からの適切な助言、心身機能の課題に合わせた介護予防プランの提案、福祉用具の適合を含めた環境資源の活用に関する指導等、多様な課題を持つ高齢者の社会的適応能力の向上に貢献できる職種であることを提示し、配置の要望を引き続き行う。

②特別支援教育への対応

特別支援教育においては、作業療法の関わりがどのような視点から必要なのかを明示しなければならない。文部科学省によれば、小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、LD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活面で特別な支援が必要な児童生徒が、約6%程度の割合で存在する可能性があるとされており、適切な指導が求められている。これら障害のある児童生徒の応用的・社会的適応能力を支えるため、作業療法士はこれまでの児童福祉法関連施設、養護学校(特別支援学校)から、学校(通常学級、特別支援学級)という学びの場での支援を行うことが求められている。しかし、特別支援教育に作業療法が貢献できることを示すためには、医療との連携、生活・学習用具の工夫、家族との密な連携等、具体的な取り組みから実績を積む必要がある。

③障害者自立支援法への対応

障害者自立支援法のサービスには介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費等の個別給付事業と権利擁護事業、日常生活用具の給付・貸与事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等の地域生活支援事業がある。厚生労働省が示したこれら新制度に関わる指定基準では、介護給付の生活介護、訓練等給付の自立訓練(機能訓練)に作業療法士の配置が明記されているが、作業療法士が力を発揮できると思われる介護給付の児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練(生活訓練)や就労移行支援、および就労継続支援には配置が明記されていない。新制度への移行は平成18年度から5年間であることから、今後も作業療法士の配置を働きかけていくことが必要である。また、介護給付や訓練等給付に必要な市町村審査会における障害程度区分の判定には、医学的知識および障害者の生活支援を実際に行っている作業療法士の視点が役立つ。したがって各市町村審査会にも作業療法士が参画することを勧めていく。

4福祉用具関連への対応

福祉用具に関しては、介護保険・障害者自立支援法の両制度の下、自助具・補装具、日常生活用具などを活用しながら作業療法士は自立支援・生活支援を実践してきた実績がある。作業療法

士は福祉用具の専門家であることを再認識し、適正な福祉用具の活用が図られるよう、福祉用具の選定および適合の技術を普及していく必要がある。

3)保健・健康増進領域における対応

①介護予防事業への取り組み

平成18年度より新たに介護保険の対象となった新予防給付(要支援1、2)において、運動器・口腔・栄養がその加算の対象として挙げられ、市町村事業として実施される特定高齢者・一般高齢者の介護予防地域支援事業においても、このプログラムが組まれるようになっている。しかし、介護予防に必要な活動は画一的なサービスに留まらず、個々のニーズに合った多様な諸活動(アクティビティ)を用いたプログラムが有効でもある。したがって諸活動を用いた介護予防プログラムを作成し、作業療法の重要性と作業療法士の介入による健康増進や介護予防、自立支援効果を示し、普及させることが作業療法士にとって喫緊の課題である。

②行政における役割

市町村事業に関与する作業療法士の実態については、日本理学療法士協会とともに日本公衆衛生協会の助成金による地域保健総合推進事業の一環として、これまで継続的に調査および研修会を実施してきた。これらの研究・研修に基づき、地域包括支援センター機能に対する働きかけを含め、市町村圏域における作業療法士の介護予防事業への参画を積極的に促進させることが重要な課題である。また行政機関に専従する作業療法士のネットワークを構築し、行政サイドから考える作業療法士の役割を広報することも重要な取り組みの一つである。

③健康増進事業への対応

就労支援や精神保健領域におけるメンタルヘルスケアに関し、予防的観点から作業療法士は関わりを持っている。精神面での健康度を高める作業療法士の役割もまた提示する必要がある。また高齢者や障害者への関わりに留まらず、乳幼児健診等を含めた母子保健事業に参画している実態を探るとともに、母子保健事業における作業療法士の役割を明示し、妊娠・出産・子育てを含むあらゆる世代の健康に関わる取り組みを進めていく必要がある。

3. 教育的課題への取り組み

1) 養成教育の改革

2006年度より協会内に養成教育部が新設され、さらに内部委員会として教育問題検討委員会が新設された。この委員会が行った養成校教員に対してのアンケートおよび第1回教育問題検討会報告によると、教員数の問題、臨床実習施設確保の問題、コアカリキュラムの整備等、作業療法教育の抜本的見直しに着手すべき時にある。作業療法は、近年の社会情勢の変化による職域の広がりから、医療・福祉・保健・介護・教育等の分野に介入が求められている。このため、作業療法教育の質を高めるとともに教育課程の再構築を図り、「作業療法士教育の最低基準」見直しに着手する必要がある。また、教育の質の向上を目指す研修内容の開発や、さらには協会独自の長期的な教員研修プログラムの作成に着手するなど、教育の質を担保するシステムを協会として早急に確立しなければならない。また、臨床実習施設確保の問題は、先のアンケート調査では約75%の教員が大きな問題として捉えていた。この問題は2004年度時の調査結果と変化がないことからも、臨床実習

指導者の基準の問題、実習施設基準の問題、臨床実習指導者の指導力の問題等の課題と併せて具体的な対策を打ち出す必要がある。

2) 生涯教育の充実

協会では、作業療法士の質の向上を目的として1998年度に「生涯教育単位認定制度」を導入し、第三次長期計画に掲げた「専門作業療法士制度の検討」を踏まえ、2003年度より「生涯教育制度」として改正した。これにより、一定水準以上の質を有する作業療法士を協会が「認定作業療法士」として認定する資格認定制度を導入した。2009年度には「専門作業療法士」として、まず福祉用具・認知症・ハンドセラピーの導入を検討している。「認定作業療法士」が誕生して2008年度で5年を迎えるが、2006年度認定作業療法士の新規認定者数は予想よりはるかに少なく、現時点ではこの制度が会員に広く周知されておらず、会員にとって有益な仕組みとなっていない構図が伺える。具体的な対策として、認定作業療法士の社会的認知度・地位の向上を高める取り組みを早急に行う必要がある。

また「作業療法白書 2005」の報告では、学会参加等における参加経費が職場で保証されている会員は60%強であるが、他の研修会等への保障に関しては明らかではない。協会関連の研修会等の件数は増加しているが大都市部に集中しており、地方に勤務する作業療法士にとっては時間的・経済的負担は大きく、自己研鑽の機会が得難い現状にある。作業療法の対象者が、全国各地どこに住んでいても質の高い作業療法を受けるためには、このような地域格差についても協会として各都道府県士会との連携を含めた対策が必要である。このような背景も踏まえ、マルチメディアを活用するなどの研修実施方法の多様化は喫緊の課題である。

4. 国際交流・国際貢献への取り組み

1) 国外作業療法団体との交流、支援

日本が国際社会の一員である以上、作業療法士もまた対象者の国籍を問わず作業療法を提供するという国際的貢献が求められる。日本は1972年に世界作業療法連盟(以下、WFOT)に正式加盟し、現在では作業療法士数、養成校数ともに世界で有数の加盟国となっている。しかし国内におけるWFOT個人会員数は多くないことから、個人レベルでの国際的関心はあまり高くないと考える。協会は国際交流活動の推進を掲げ、2014年のWFOT世界大会招致に向けて活動を開始した。また前述の招致活動を含め、他国作業療法士団体との交流および支援活動を推進する上で、会員の国際的視野を育む取り組みが必要とされる。

2) 海外への人材派遣、海外からの研修受け入れ

国際協力機構(以下、JICA)が行っている青年海外協力隊(以下、JOCV)事業において、作業療法士の派遣実績は1976年以来延べ165名になる。JOCVの派遣に関しては、協会代表が人材の選考に当たるとともに、リハに関わるJICA事業にも協会代表が国内委員会の委員として参画している。協会国際部は青年海外協力隊等の経験者を中心に、「国際的に活躍できる作業療法士」としての広報活動を日本理学療法士協会と共催で行っているが、派遣先での実践内容、帰国後の再就職、経済的支援に関する情報を協会が収集できるような体制整備を含め、一層の推進が必要である。現在、海外からの作業療法士等の受け入れについては、協会がJICAおよび国際医療技術交流財団(以

下、JIMTEF)の委託を受け、日本国内の研修機会を提供している。今後は協会独自で海外、特に作業療法分野が発展途上にある国々からの人材を受け入れる体制を、他の国際交流機関と連携を取りながら推し進める必要がある。

5. 協会組織の機能再編

1)協会体制の基盤整備

「作業療法5ヵ年戦略」を推進する際に協会機能の基盤整備は必須項目であり、特に社会情勢の変化に速やかに対応し判断を下すためには専従役員の配置が不可欠である。専従の利点を具体的に検討し完成年度である2012年までには具体的な方向性を示す。また、協会資産となる資料管理(事務所の拡充等)のための環境整備、出版や研修事業、商品開発・商品化等を視野に入れた収益事業を行う仕組み(別法人の設立等)を検討、事業の効率化を図るため一層の委託化にも着手する。これらを推進する上で財政的基盤を強化する必要があり、法人運営費に関連する支出が大幅に増えることを視野に入れた予算編成、会員の急激な増加を支えるための研修事業等の拡大、作業療法対象領域の拡大に伴う対応等、事業費の効率的運用のあり方も含めた検討が必要である。さらに公益法人制度改革を控え、公益社団法人化を視野に入れた協会運営のあり方の整理も必要になる。このような背景を踏まえ、「作業療法5ヵ年戦略」においては公益社団法人化の推進を念頭に、安定的な協会運営をするための財政的基盤(会費徴収等)の強化と協会事業の効率的運用を目指し、協会組織の機能再編を大項目の一つとして挙げた。

「作業療法 5 ヵ年戦略」は期毎に検証し、新たに必要となる調査資料等を収集し、次期長期ビジョンの策定が行えるよう組織的な取り組みに着手する。次期長期ビジョンの策定には、領域別配置の長期的なシミュレーションも含め、戦略的なビジョンを示すための調査・研究を行う必要があり、現在の企画調整委員会機能の強化を含め多角的に検討し、あるべき姿を具体的に示すことができる体制も構築する。

2)協会機能の評価と効率化

制度改革等に迅速に対応してきた理事による渉外活動であるが、さらにその活動を戦略的・効果的に行うために現状の渉外活動を検証して効率化を図る仕組みを検討し、これら渉外活動を支えるための協会事務局機能の強化、協会理事の役割の再確認等を行う。さらに公益法人としての責務を果たすために、協会事業の機能評価を実施し内外に活動の透明性を示す必要もある。すでに事業評価は導入されているが、協会独自の機能評価システムを作り上げることで迅速な開示ができるように努めると共に、機能評価を通じ研修事業の効率化を図る。また、都道府県作業療法士会との連携強化が必要であり、協会との情報の共有化を促進し士会独自の活動を支援する仕組みも同時に構築していく。そのためには協会と都道府県作業療法士会との合同研修の機会を増やす活動が必要である。

3)協会情報の管理・運用

情報のスピード化が進む現代において、双方向型の情報共有化は極めて重要な課題である。現在のところ、協会ホームページや調査部が窓口として進めてきた士会組織とのシステムを活用し、会員への普及を強化する必要がある。身近に情報を入手できるメールマガジン等の媒体活用を検討す

ることも含め、紙媒体・電子媒体のあらゆる手段を講じて情報の管理・配信を行うものとする。

4) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革に伴い、法律施行後5年以内に公益社団法人への移行の申請が必要である。協会は公益社団法人化を目指し、協会内で検討するための勉強会を開催しており、制度の動向をいち早く情報整理して改革に向けた具体的方針を早急に打ち出すと共に、士会組織における改革への対応・法人化推進を協会として支援する仕組みを検討する。

5) 人材活用に関する対応

地域に安定的に作業療法士を供給することを目的に、離職者のための復職支援に協会として取り組み、そのための離職者へのニーズ調査を実施し、どのような支援の仕組みが必要であるかを整理して復職支援体制を構築する。その一環として、「作業療法 5 ヵ年戦略」のスローガンとしている地域生活移行支援を念頭に、保健福祉領域の他団体との連携した研修会等を企画し、離職者と求人団体等との橋渡し的なイベント開催も検討する。また、作業療法の新たな分野への要請、モデル事業的な国の施策に対する人材輩出の要請があった際には、迅速に対応するための人材バンク的な人材管理システムも今後検討しなければならない。

6. 作業療法の普及・啓発

1) 広報活動の強化・推進

作業療法の普及・啓発はさらに強化する必要がある。少子化に加え養成校の急激な増加による定員増もあり、1校あたりの受験者数が減っている現状を鑑み、小・中・高校生やさらには地域住民も含めた広報戦略を明確に打ち出し、作業療法がもっと身近なものとなるよう戦略的に取り組む必要がある。将来の作業療法の質の担保のためにも最優先事項とする。この広報戦略の一環としてメディアの活用を含めた外部の専門業者への委託も検討し、さらにインターネットを有効に活用して一般者からのアクセスが増える仕組みを検討するなど、ホームページ機能の強化を図る。

2) 地域・社会貢献活動

公益社団法人を目指すことを視野に、公益研修事業を強化し、併せて作業療法の普及・啓発を推 進する必要がある。この公益研修事業がどのような形であれば国民に貢献できる事業になるかの検 討から開始し、積極的に展開するための専門委員会を設置するよう検討する。

また地域貢献の一環として、大規模災害時に作業療法士が貢献できる役割を明示し、具体的な作業遂行マニュアルを作成することで迅速な災害時対応が可能な体制を構築する。作業療法士の人材派遣の要請があった際に、派遣を速やかに推進するための対策委員会を設置し、人材の供給を迅速に行える体制を構築する。

へき地における作業療法の取り組みがどのようになっているのかを調査し、人材のネットワーク 化を検討するなど、どこにいても共通に作業療法サービスが受けられる仕組みの構築に向けた取り 組みにも着手する。

第3章 「作業療法5ヵ年戦略」の実施計画

今回提示する「作業療法 5 ヵ年戦略」は、「達成課題項目と具体的行動目標」として整理し、6 の大項目と 19 の中項目、69 の小項目、そして活動に具体性を持たせることを目的とした 144 の具体的行動目標により構成されている(表 1)。加えて、重点的スローガン「地域生活移行支援の推進~作業療法 5 (GO)・5 (GO) 計画~」を掲げ、「作業療法 5 ヵ年戦略」の目指すべき方向性を明確にしたものである。しかし従来の医療関連領域、保健福祉等関連領域という大きな仕切りを示すものではなく、医療から地域生活移行の流れの中で途切れることなく作業療法サービスを提供すべく、医療で提供される質の高い作業療法を地域生活の場で定着させることを目指すという意味を込めたものである。

さらに今回の「作業療法5ヵ年戦略」においてはロゴマーク(図1)を作成し、作業療法の普及・ 啓発の取り組みの一環としてあらゆる広報手段において活用し、「作業療法5ヵ年戦略」を内外に 向けてアピールするものである。

おわりに

今回の「作業療法 5 ヵ年戦略」では、2008年から 2012年までの中期的なビジョンにて策定したものになる。5 ヵ年は制度の変革のスピードに照らし合わせるとすぐに経過してしまう。活動計画の見直しも必要に応じ適宜迅速に行うことを前提にしなければならない。そのためには上期・中期・下期毎の進捗状況調査は必須であると考える。また、すでに次の 5 ヵ年を視野に入れて作業に入ることが必要であり、常に動き続けていることを念頭に、この新しい「作業療法 5 ヵ年戦略」が協会並びに会員諸氏の作業療法活動の指針となることを期待している。

企画調整委員会

委員長 土 井 勝 幸

委員 小賀野 操 澤田明美

長谷川 敬 一 三 崎 一 彦

表1 「作業療法5ヵ年戦略」の達成課題項目と具体的行動目標 重点的スローガン: 「地域生活移行支援の推進 ~作業療法5(GO!)・5(GO!) 計画~」

大項	中項目	小項目	重点事項	具体的行動目標	達成時期		朔	主となる関連部署
目	甲項目	小块口	0T5-5PLAN	2 311 2 31 2 31 2 32	上期	中期	下期	土となる財建即者
Т	-	①作業療法実践の役割と機能の明示		2012年「作業療法ガイドライン第5版」を発行する		0	0	学術部
		UTF未療法夫成の役割と機能の明示	5	介入時期別・疾患別作業療法の枠組みを提示し、マニュアルを作成する	0	0		学術部·保健福祉部· 保険部
	小作类病汁の理			普及啓発のための解説用資料を作成し、研修会を実施する	0	Г	П	学術部·事業部· 生涯教育部
	1)作業療法の理 念並びに専門技 術の明確化	 ②ガイドライン・ガイドライン実践指針・マニュアルの普		ガイドライン簡易版を作成し、ホームページ上で一般の閲覧を可能にする	0	0		学術部·広報部
	14寸0フリナが生16	及		養成教育におけるガイドライン実践指針の活用を促す		0		養成教育部
				マニュアルを常に最新版に更新するための組織体制を整備する	0	0	Π	学術部
		③作業療法で用いる用語を整理する		キーワード集の整理を行い、重要な用語を選定し「作業療法関連用語解説集」を編纂する	0			学術部
学		①学術研究活動の推進	OT5 - 5PLAN	課題研究助成制度の普及・啓発を促進する	^	0		学術部・生涯教育部
術的			0T5 · 5PLAN	学術研究プロジェクトを立ち上げ、作業療法の効果を検証する	0	0		学術部
1 基盤			0T5 · 5PLAN	学術研究を推進するためのネットワーク化を検討し推進する	0	0		学術部・生涯教育部
の強				学術誌としての機関誌「作業療法」の内容並びに増刊を検討する	0	0	Г	機関誌編集委員会・ 学術部
化				学会の学術的あり方を提示し,研究報告を中心に据えた学会を推進する	0	0	П	学会評議委員会・ 学術部
	2)学術的成果の			普及啓発のための解説用資料を作成し、研修会を実施する	0	Γ		生涯教育部·学術部
	蓄積と公表の推 進			都道府県作業療法士会と連携し、普及のあり方を検討する(モデル士会の選定等)	0	0	Г	生涯教育部·学術部· 都道府県作業療法士会
				登録された事例報告を分析し、介入時期別・疾患別作業療法の役割と機能を示す	0	0		学術部・生涯教育部
		~		学会における他職種の参加・発表のあり方を検討し、学会を通じた学術交流を推進する		0		事業部・学会評議委員会
		④学際的学術交流の推進		他職種の学会との共同開催等を含めた相互交流のあり方を検討する		0		学会評議委員会
				関連諸学会において作業療法の有用性を示す		0		学術部・生涯教育部
		⑤国際的学術交流の推進		国外の研究者の招聘・共同研究を推進する		0		国際部・学術部
		①急性期における作業療法業務の明示	OT5+5PLAN	作業活動に関連付けた急性期(各種疾患)作業療法マニュアルを作成する	0	0		学術部
			OT5-5PLAN	包括的医療制度(DPC)における作業療法導入に関する費用対効果を検討する	0			保険部·学術部

	②回復期における作業療法効果の明示	OT5-5PLAN	質の評価(成果制)導入に向けた期間・重症度・効果等の状況調査を行う	0			保険部·調査部
		OT5-5PLAN	地域生活移行におけるケースマネジメントモデルを提示する	0	0		保健福祉部·学術部· 生涯教育部
		OT5-5PLAN	地域連携パスにおける作業療法の役割を明示する	0			保健福祉部·学術部· 生涯教育部
	③地域生活移行の推進に向けた取り組み	OT5-5PLAN	地域の医療機関に向けた訪問・通所リハビリテーション事業推進キャンペーンを実施する	0	0		事業部
		OT5-5PLAN	医療から地域生活移行への全体的な流れを整理する研修会を開催する	0	0		保健福祉部·学術部· 生涯教育部
		OT5-5PLAN	事例集積に基づいた内部障害における作業療法効果を提示する	0			学術部
	④内部障害における作業療法業務の明示と普及促進	OT5-5PLAN	内部障害における作業療法マニュアルを作成する	0			学術部
		OT5-5PLAN	内部障害の啓発研修会を実施し、生涯教育プログラムにおける研修会を定着させる	0			学術部·事業部· 生涯教育部
	⑤緩和ケア・ホスピスにおける役割の明示	OT5-5PLAN	終末期における類型別事例集積、並びにマニュアルを作成する		0	0	学術部
		OT5-5PLAN	がんプロフェッショナル養成事業等への参画を推進する		0	0	保健福祉部·学術部· 生涯教育部
	⑥介護老人保健施設におけるサービス機能の充実	OT5-5PLAN	人員配置基準の引き上げ要望並びに人材輩出のための仕組みを構築する	0	0		保険部
		OT5-5PLAN	短期集中リハビリテーション実施に基づく居宅復帰モデルの事例集積を行う	0			保険部·学術部
		OT5-5PLAN	短期入所療養介護における集中的リハに関する事例集積を行い効果を提示する	0	0		保険部·学術部
	⑦新設介護療養型老人保健施設における対応	OT5-5PLAN	重度化・終末期対応に向けた作業療法の取り組みを提示する	0	0		保険部·学術部
	⑧介護老人福祉施設(特養)における作業療法の推進	OT5-5PLAN	作業療法の役割を明確化するための事例集積並びにネットワーク化を図る		0	0	保険部·学術部
1)円滑な地域生 活移行への推進		OT5+5PLAN	通所リハビリテーションにおける人員配置基準の引き上げを要望する	0			渉外部・保険部
		OT5-5PLAN	短時間型通所リハビリテーション導入時の効果的作業療法アプローチを提示する	0	0		保険部·学術部
		OT5-5PLAN	予防給付(要支援)における通所系作業療法マニュアルを作成する	0			学術部
	⑨居宅系サービスにおける作業療法の推進	OT5 - 5PLAN	通所介護における役割の明示と配置加算の引き上げを要望する	0	0		渉外部・保険部・学術部
		OT5-5PLAN	訪問リハビリステーションの制度化要望並びに制度化された際の事業化を推進する		0		保険部·事業部
	v.	OT5+5PLAN	地域密着型サービス(グループホーム・小規模多機能事業所等)への作業療法士介入の現 況を調査する	0			保険部·調査部
y.		OT5-5PLAN	有料居住系施設(特定施設)への作業療法士介入の現況を調査する	0			保険部·調査部
-		OT5-5PLAN	急性期精神科作業療法の取り組みに関する事例集積とマニュアルを作成する	0	0		学術部· 精神障害担当理事
	①转站在里 の日期地域火江砂仁士短小米米	OT5-5PLAN	早期退院への取り組みに関する事例集積を行う	0	0		学術部·保健福祉部· 精神障害担当理事
	⑪精神疾患の早期地域生活移行支援の推進 	OT5-5PLAN	早期に障害者自立支援法に移行した事例集積を行う	0	0		学術部·保健福祉部· 精神障害担当理事
		OT5-5PLAN	精神科訪問作業療法に関する事例集積を行いマニュアルを作成する		0	0	学術部·保健福祉部· 精神障害担当理事

		OT5-5PLAN	指定入院医療における作業療法効果を提示し普及を図る		0	0	学術部·保健福祉部· 精神障害担当理事
	⑪司法精神医療における作業療法の推進	OT5-5PLAN	指定通院医療における作業療法の役割の明示と普及を図る		0	0	学術部·保健福祉部 精神障害担当理事
	1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	OT5-5PLAN	司法現場における作業療法の有用性を示し普及を図る		0	0	学術部·保健福祉部 精神障害担当理事
	多到的产力日期此种大江政仁十期办开 发	OT5-5PLAN	医療における早期認知症に関する事例集積を行い、マニュアルを作成する		0	0	学術部·保健福祉部 認知症担当理事
	⑩認知症の早期地域生活移行支援の推進 	OT5 - 5PLAN	早期に介護保険サービスに移行した事例の集積を行う	0	0		学術部·保健福祉部 生涯教育部
		OT5-5PLAN	診療報酬改定・介護保険制度改定に向けた要望を迅速に集約し要望書を提出する		0		渉外部・保険部
	①制度改定に関する対応 	OT5-5PLAN	制度改定後の迅速な情報の発信並びに対応策を検討し提示する		0		保険部·学術部
		OT5 - 5PLAN	地域包括支援センターにおける作業療法士の役割を明示する	0	0		保健福祉部·生涯教育
	①地域包括支援センターへの関わりについて	OT5 - 5PLAN	地域包括支援センターへの作業療法士配置基準を要望する	0			渉外部・保健福祉
·		OT5 - 5PLAN	特別支援教育に必要な知識・技術の研修会を開催する	0			事業部·保健福祉部 生涯教育部
	②特別支援教育に関する対応	OT5 - 5PLAN	実践例の集積に基づいた関連職種への公開シンポジウムを開催する	0	0		事業部·保健福祉部 学術部
		OT5 - 5PLAN	通常学級への作業療法士参画モデルを提示する		0	0	保健福祉部·生涯教
		OT5 - 5PLAN	特別支援教育支援員への認定の要望,並びに教育委員会等への働きかけを行う	0	0		涉外部·保健福祉 生涯教育部
		OT5 - 5PLAN	特別支援教育ネットワーク推進委員会との関係を強化する	0	0		渉外部
	③就労支援に関する取り組みの推進	OT5 - 5PLAN	身体・知的・精神障害に対する就労支援モデルを提示する		0	0	保健福祉部· 精神障害担当理
2)福祉·教育·職 業関連領域にお		0T5 - 5PLAN	医療から福祉につながる就労支援の体制作りを推進する		0	0	保健福祉部· 精神障害担当理!
ける作業療法の 確立		OT5 - 5PLAN	就労支援における事例集積を行い、効果的先進プログラムを提示する	0	0		保健福祉部·学術
		0T5-5PLAN	家族会を含めた当事者団体との意見交換会の開催並びに協働プロジェクトを検討する	0	0		保健福祉部·生涯教
		OT5 - 5PLAN	高次脳機能障害における自立生活支援の取り組み事例の集積を行いモデルを提示する	0	0		保健福祉部·学術部 精神障害担当理
	(A) 陈史老点士士切别在女中。 (A) 王林	OT5 - 5PLAN	児童デイサービス,自立訓練施設における作業療法士の配置促進	0			保健福祉部·渉外
	④障害者自立支援制度充実への貢献 	OT5-5PLAN	地域活動センターにおける作業療法士の取り組みを紹介する	0	0		保健福祉部·涉外
	原标机田日田本公社の社士	OT5 · 5PLAN	福祉用具適用技術を普及する(研修会企画・実施を含む)		0		福祉用具委員会· 生涯教育部·事業
	⑤福祉用具関連領域の拡大 	OT5 · 5PLAN	福祉用具関連団体との情報交換・相互交流を促進する	0	0		渉外部・福祉用具委員 保健福祉部
	⑥認知症支援(家族支援)に関する対応	OT5 - 5PLAN	認知症家族支援マニュアルを活用し市町村の家族支援プログラムに参画する		0		保健福祉部・ 認知症担当理事
	⑦高齢施策・障害施策に関する対応	OT5 · 5PLAN	介護認定・障害程度区分認定審査会, 介護給付等不服審査会への作業療法士の参画を推 進する		0		保健福祉部・渉外部
		OT5-5PLAN	地域支援事業(一般・特定高齢者施策)における作業療法介入実績の調査を行う	0	0		保健福祉部·保険部 調査部

		•							
		3)保健・健康増進	①予防事業に関する対応	OT5 - 5PLAN	地域支援事業(一般・特定高齢者施策)における作業療法マニュアルを作成する	0	0		保健福祉部·学術部
				OT5 - 5PLAN	介護予防アクティビティ指導者の役割の位置付けの整理並びに養成研修を開催する	0	0		保健福祉部·生涯教育部 事業部
		領域における対応	②行政における作業療法の役割の明示	OT5-5PLAN	市町村事業に関わる作業療法士の実態に関する追跡調査を行う		0		保健福祉部·調査部· 渉外部
		1/6		OT5 - 5PLAN	行政機関に従事する作業療法士のネットワーク化を検討し構築する		0	0	保健福祉部·涉外部
			③健康増進事業への対応	OT5-5PLAN	精神保健領域におけるメンタルヘルスケアに関する取り組みを推進する		0	0	保健福祉部· 精神障害担当理事
				OT5-5PLAN	母子保健事業への参画事例の集積を行いモデルを提示する	0	0		保健福祉部·学術部
			①基準となる教育課程の提示		コアカリキュラムを作成する		0	0	養成教育部
	教育的課題への取り組み				教育ガイドラインの作成、「作業療法士教育の最低基準」を見直す	0	0		養成教育部
			②養成教育のあり方の検討		教員のニーズに対応させた研修を実施する		0		養成教育部·生涯教育部 事業部
					他組織の効果的な研修等を活用した教員研修を実施する		0		養成教育部·生涯教育部 事業部
					協会独自の教員養成プログラムを具体的に検討する		0	0	養成教育部・生涯教育部
			③臨床実習のあり方の検討		臨床実習指導者の基準に関した制度的な提言を検討する	0			養成教育部·涉外部
- 1					「臨床実習手引き」を改訂する	0			養成教育部
					協会独自の認定施設基準を検討する(実習施設等の基準の見直しに関する提言)	0	0		養成教育部·渉外部
3					臨床実習指導者の研修システムを確立する		0	0	養成教育部·生涯教育部 事業部
- 1			④次期全書のあり方についての検討		次期作業療法学全書の企画・編集に着手する			0	養成教育部
-		2)生涯教育の充 実	①認定作業療法士制度の定着		研修実施方法の多様化を実現する(マルチメディア・既存の教育機関等の活用)	0	0		生涯教育部·事業部
					認定作業療法士制度定着のための効果的な広報を実施する	0			生涯教育部·広報部
1					認定作業療法士の社会的承認を推進する		0		生涯教育部·広報部· 渉外部
			②専門作業療法士制度の施行	OT5-5PLAN	専門作業療法士(福祉用具・認知症・ハンドセラピー)制度の確立並びに分野を拡大する	0		4	生涯教育部
					専門作業療法士制度において、作業療法研究グループおよび大学院との連携を図る		0	0	生涯教育部·学術部
			③生涯教育のあり方の検討		全国研修会・学会の役割分担を明確化して実施する		0	0	事業部·生涯教育部· 学会評議委員会
			④臨床研究活動支援体制の整備		生涯教育における臨床研究指導方法を開発する		0	0	生涯教育部·学術部
		1)国際的な学術 交流に関連する 事業の推進	①WFOT世界会議·学会招致		招致に向けた取り組みを推進し、招致決定後は具体的開催要項を策定する		0		WFOT世界会議招致委員 会・国際部・事務局
			②アジア地域における交流の促進		表敬訪問等の相互交流を企画・検討し具体的な交流を行う	0	0		国際部·事務局
					アジア太平洋地域の作業療法士団体との学会交流を行う		0		国際部・事務局
					•	-		_	

国際	帰凹体寺との理	①JICA, JIMTEF, JANNET,JOCV等への積極的な 参画		技術研修の派遣・受け入れ態勢を整備する		0	0	国際部・事務局
交流				官公省庁を含めた関連諸団体と連携し、国際交流・支援プログラムを開発する	0	0		国際部
玉	・国際 京武 3)国際交流に必要な情報の収集・ 発信	①国際交流に向けた情報の収集・発信		パンフレット,ガイドライン等の翻訳化を推進する		0		国際部-広報部
際貢			Ī	海外の作業療法関連情報を収集・配信する		0		国際部・事務局
献へ				海外における作業療法経験者等の情報を集約する	0			国際部・事務局
の取				ホームページ機能を充実し、国外向けの協会会員統計資料を開示する	0	0		国際部·調査部·広幸 事務局
り組		②海外で活躍する作業療法士との連携		海外にいる作業療法士と定期的に情報交換を行うことができる体制を整備する		0	0	国際部・事務局
み	4)長期的・国際的	①国際交流・貢献のあり方の検討		WFOTはじめ国内外の関連団体組織との連携強化のあり方を提示する	0	0		WFOT代表·国際部· 局
				協会としての国際的活動に資する(国際的視野を持つ)人材を育成する		0		国際部·生涯教育 養成教育部·事業
				留学・海外研修制度のあり方を検討し具体的支援策を策定する		0	0	国際部·生涯教育 養成教育部
	1)協会体制の基 盤強化	①役員の常勤化に関する検討		常勤化のメリットを提示し、財政的基盤を整備する		0	0	企画調整委員会·則
		②長期ビジョンの検証と提示		協会事業の情報管理の一元化と「作業療法5ヵ年戦略」の検証並びに公表をする		0		事務局を含む 全ての部・委員
		③協会資産となる資料の整備		協会設立50周年に向けたプロジェクトを組織する			0	事務局
				保管すべき資料の調査を実施しデーターベース化を検討する	0	0		事務局・調査部・学
				資料管理に伴う財政的基盤を検討し環境整備を行う		0	0	事務局·財務部
		④収益事業等のあり方に関する検討	v	出版・研修・商品開発,医療・介護事業等が事業化できる別法人設立を検討する		0		事業部·事務局 企画調整委員:
		①渉外活動の強化		渉外機能の検証と戦略的・効果的渉外活動を推進する		0		涉外部
		②協会事業全体の効率化	- 1	協会事務局機能の人員・環境を含めた強化を検討する	0	0		事務局
			×	協会事業外部委託化の効果を検討し、推進する	0			事務局を含む 全ての部・委員
				協会理事の役割を明確化し提示する	0			三役·理事
トカ	2)協会機能の評	③協会機能評価		協会事業の費用対効果を含めた機能評価事業を実施し公表する	0	0		事務局·企画調整委 財務部
協会組織	出版の発生を	④研修会の効率的・効果的運用の検討	3	研修会企画を行う部・委員会の研修検討会を開催する	0			全ての部・委員
組織の		⑤関連団体・関係諸官庁との連携強化		勉強会の開催等を通じて相互交流活動を推進する		0		渉外部・事務局
機		⑥都道府県士会との連携強化		作業療法推進活動連携・調整会議の開催		0		協会・ 都道府県作業療法
能再編				都道府県士会と協会役職者との会議, 研修機会の増加	0			協会・ 都道府県作業療法
柳田			1	作業療法推進活動パイロット事業助成制度の実施と事業成果の普及	0	0		協会・ 都道府県作業療法

		3)協会関連情報	①情報共有化に関する仕組みの構築		協会内に集積されている管理すべき情報を整理・分析する	0			事務局·調査部
			少情報不肯にに対するは私のの情末		部・委員会の活動経過報告の共通書式を作成し、会員への開示方法を検討する	0			企画調整委員会
		の管理・運用	②情報発信媒体の拡充・多様化		情報発信の迅速化を図るための仕組みを構築する(メールマガジン等)	0			事務局·広報部
					会員からの情報収集を目的としたホームページ機能の活用を普及・促進する		0		事務局·調査部·広報部
		4)公益法人制度 改革への対応	①公益法人制度改革への対応		公益法人制度改革対策委員会(仮称)を設立する	0		П	事務局
					協会役員・士会連絡協議会を含めた勉強会を開催する	0		П	協会・ 都道府県作業療法士会
	×				都道府県士会の法人化を推進し支援する		0		協会・ 都道府県作業療法士会
		5)人材活用に関する対応	①復職・領域転換希望者への支援の推進	0T5+5PLAN	ニーズ調査を実施し、支援のためのモデルシステムを構築する	0	0		事務局·福利部
				OT5+5PLAN	保健福祉領域の他団体と連携した研修会を検討・企画・実施する		0		事業部·福利部·渉外部
		6)報告書に関して	①白書の発刊		白書編集委員会を組織し白書を2010年に発刊する	0	0		企画調整委員会・事務局
Γ		1)広報活動の強 化・推進	①小・中・高校生に向けた広報活動の推進		都道府県士会と連携したキャンペーンの実施、先進的モデル地区を指定し順次拡大する		0		広報部・ 都道府県作業療法士会
			②地域住民との交流活動の推進	OT5-5PLAN	都道府県士会主催の先進的地域活動を支援し全国的に広報する		0		広報部・ 都道府県作業療法士会
	作業		③広報手段の戦略的活用に関する検討		映像メディアの活用を含めた外注化を検討し、費用対効果に基づいた広報を推進する		0		広報部·調査部·財務部
6	業療法		④ホームページ機能の強化		一般者からのアクセスを増やすための仕組みを検討し戦略的に展開する	0			広報部·調査部·事務局
	の普		⑤他職種へ向けた広報の推進		他職種版作業療法ガイドラインを作成する	0	0		学術部・広報部
	及・		①公益研修事業の拡充		公益研修事業のあり方に関する検討委員会を立ち上げ定期的に実施する		0		事業部
	啓発	2)地域•社会貢献 活動	②大規模災害への対応		災害時の役割の明示と作業療法版災害対策避難生活マニュアルを作成する	0	0		福利部・広報部
			③人材の派遣	OT5-5PLAN	地域に人材を派遣するための推進検討委員会を設置する	0			協会・ 都道府県作業療法士会
			④へき地対策の検討	OT5-5PLAN	へき地における作業療法士の現状把握, ネットワーク化の検討		0	0	調査部・渉外部・広報部
$\overline{}$	_			The second secon		_	_		

※達成時期 上期-2008~2009年度 中期-2010~2011年度 下期-2012年度(完成年度)

「地域生活移行支援」推進

作業療法 5 · 5 計画

OT5.5PLAN/2008-2012

(社)日本作業療法士協会は今後5ヵ年に、作業療法士の5割を身近な地域に配置し、地域生活移行支援を力強く推進してまいります

作業療法5ヵ年戦略(2008-2012) (会員向け普及版)

2009年1月20日 第1刷発行

編 集:社団法人 日本作業療法士協会 企画調整委員会

発 行:社団法人 日本作業療法士協会

〒111-0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル7階

TEL 03 - 5826 - 7871 FAX 03 - 5826 - 7872

